議案第5号

白井市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

白井市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月4日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、道路占用に係る占用料を見直すため、条例の一部を改正するものです。

白井市道路占用料条例の一部を改正する条例

白井市道路占用料条例(平成17年条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第2条関係)

占用物件	単位	占用料
法第32条第1種電柱	1本1年につき	850円
第1項第1第2種電柱	1 本 1 年につき	1, 300
号に掲げる		円
工作物 第3種電柱	1 本 1 年につき	1, 700
		円
第1種電話柱	1 本 1 年につき	760円
第2種電話柱	1本1年につき	1, 200
		円
第3種電話柱	1本1年につき	1, 600
		円
その他の柱類	1本1年につき	7 6 円
共架電線その他上空に設	長さ1メートル	7 円
ける線類	1年につき	
地下に設ける電線その他	長さ1メートル	4 円
の線類	1年につき	
路上に設ける変圧器	1個1年につき	7 4 0 円
地下に設ける変圧器	占用面積1平方	4 5 0 円
	メートル1年に	
	つき	
変圧塔その他これに類す	1個1年につき	1, 500
るもの及び公衆電話所		円
郵便差出箱及び信書便差	1個1年につき	6 3 0 円

	出箱		
	広告塔	表示面積1平方	1, 700
		メートル1年に	円
		つき	
	その他のもの	占用面積1平方	1, 500
		メートル1年に	円
		つき	
法第32条	外径が0.07メートル	長さ1メートル	3 1 円
第1項第2	未満のもの	1年につき	
	外径が0.07メートル	長さ1メートル	4 5 円
物件	以上0.1メートル未満	1年につき	
	のもの		
	外径が 0. 1メートル以		68円
	上0. 15メートル未満	1年につき	
	のもの		
	外径が0.15メートル		9 1 円
	以上0.2メートル未満	1 年につき 	
	のもの (1.47.13)		
	外径が 0.2 メートル以		1 3 0 円
	上0. 3メートル未満の	1 年につき 	
	50		H
	外径が 0.3メートル以		180円
	上0.4メートル未満の	I 年につさ 	
	50 4730 43 1301		9.1.0 Ш
	外径が 0. 4 メートル以		3 1 0 円
	上 0. 7メートル未満のもの	+ に フさ	
	外径が 0. 7メートル以	長さ1メートル	4 5 0 円
	上1メートル未満のもの		400
		1 T C J C	

	外径が1メ	ートル以上の	長さ1メートル	910円
	もの		1年につき	
法第32条	第1項第3	号及び第4号	占用面積1平力	1, 500
に掲げる施	設		メートル1年に	. 円
			つき	
法第32条	上空に設け	る通路	占用面積1平力	860円
第1項第5			メートル1年に	-
号に掲げる			つき	
施設	地下に設け	る通路	占用面積1平力	5 1 0 円
			メートル1年に	-
			つき	
	その他のも	0)	占用面積1平力	1, 500
			メートル1年に	. 円
			つき	
法第32条	祭礼、縁日	その他の催し	占用面積1平力	17円
第1項第6	に際し、一	時的に設ける	メートル1日に	
号に掲げる	もの		つき	
施設	その他のも	0)	占用面積1平力	170円
			メートル1月に	
			つき	
道路法施行	看板(ア	一時的に設け	表示面積1平力	170円
令 (昭和	ーチであ	るもの	メートル1月に	-
2 7 年政令	るものを		つき	
第 4 7 9	除く。)	その他のもの	表示面積1平力	1, 700
号。以下「			メートル1年に	: 円
令」とい			つき	
う。) 第7	標識		1本1年につき	1, 200
条第1号に				円
掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日そ	1本1日につき	17円

	I	I	l I
	の他の催しに		
	際し、一時的		
	に設けるもの		
	その他のもの	1 本 1 月 に つ き	170円
幕(令第	祭礼、縁日そ	その面積1平方	1 7 円
7 条 第 4	の他の催しに	メートル1目に	
号に掲げ	際し、一時的	つき	
る工事用	に設けるもの		
施設であ	その他のもの	その面積1平方	170円
るものを		メートル1月に	
除く。)		つき	
アーチ	車道を横断す	1 基 1 月 に つ き	1, 700
	るもの		円
	その他のもの	1 基 1 月 に つ き	860円
令第7条第2号に掲げ	<u> </u>	占用面積1平方	1, 500
		メートル1年に	円
		つき	
令第7条第4号に掲げ	る工事用施設	占用面積1平方	170円
及び同条第5号に掲げ	る工事用材料	メートル1月に	
		つき	
令第7条第6号に掲げ	る仮設建築物	占用面積1平方	150円
及び同条第7号に掲げ		メートル1月に	
	// -	つき	
		_	

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の白井市道路占用料条例の規定は、この 条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前 の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第5号資料

○白井市道路占用料条例(平成17年条例第16号)新旧対照表

	改正案		現 行 (略)				
(照答)							
表(第2条	對係)_			別表(第2条			
	占用物件	単位	占用料			単位	占用料
 法第32条	第1種電柱	<u>1</u> 本1年につき	_	法第32条	第1種電柱	<u>1本</u> につき1年	
	第2種電柱	1本1年につき			第2種電柱		1, 100
号に掲げる			<u>円</u>	号に掲げる			<u>P</u>
工作物	第3種電柱	1本1年につき	1,700	工作物	第3種電柱		1, 500
			<u>円</u>				<u>P</u>
	第1種電話柱	1本1年につき			第1種電話柱		660F
	第2種電話柱	1本1年につき	1, 200		第2種電話柱		1,000
	M4 - 22-7-21)		<u>円</u>		H4 - 44-7-41)		<u> </u>
	第3種電話柱	1本1年につき	1,600		第3種電話柱		1, 40
	その他の柱類	1本1年につき	7.6円		その他の柱類		<u>1</u> 66F
	共衆電線その他上空に設		<u>76円</u>		共架電線その他上空に設	巨ケ1ノニトル	
	ける線類	<u> </u>	<u>7円</u>			<u> ださ 1 メートル</u> につき 1年	<u>6</u>
	<u>ける縁娘</u> 地下に設ける電線その他		4円		<u>いる縁題</u> 地下電線その他地下に設		3
	の線類	1年につき	113		ける線類		
		<u>1</u> 個1年につき	740円		路上に設ける変圧器	1個につき1年	650
		占用面積1平方			地下に設ける変圧器	占用面積1平方	390
		メートル1年に				メートルにつき	
		<u>つき</u>				1年	
	変圧塔その他これに類す	1個1年につき	1,500		変圧塔その他これに類す	1個につき1年	1, 30
	るもの及び公衆電話所		<u>円</u>		るもの及び公衆電話所		<u> </u>
	郵便差出箱及び信書便差	1個1年につき	630円		郵便差出箱及び信書便差		550
	出箱				<u>出箱</u>		
	<u>広告塔</u>	表示面積1平方			<u>広告塔</u>	表示面積1平方	
		メートル1年に - *	<u>円</u>			メートルにつき	_
	7.04407	<u>つき</u> 占用面積1平方	1 500		7.0/14.07	1年	1 00
	<u>その他のもの</u>	<u>□用囲傾1半万</u> メートル1年に	円		その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき	
		<u> </u>	<u> </u>			1年	_
	外径が0.07メートル		31円	注筆32多	↑ 外径が0.07メートル	<u> </u>	2 7
		1年につき	0 1 1 1			につき1年	
	外径が0.07メートル		45円		外径が0.07メートル		3 9
物件	以上0.1メートル未満	1年につき	-		以上0. 1メートル未満		
	のもの				のもの		
	外径が0.1メートル以	長さ1メートル	68円		外径が0.1メートル以		5 9
	上0. 15メートル未満	1年につき			上0. 15メートル未満		
	<u>のもの</u>				<u>のもの</u>		
	外径が0.15メートル		91円		外径が0.15メートル		79
	以上0.2メートル未満	1年につき			以上0.2メートル未満		
	<u>のもの</u>	F.5-4) 1.2	1.0.0.		<u>のもの</u>		110
	外径が0.2メートル以		130円		外径が0.2メートル以		110
	上0.3メートル未満のもの	1十にづき			上0.3メートル未満のもの		
	<u>もの</u> 外径が0.3メートル以	長さ1メートル	180円		<u>もの</u> 外径が0.3メートル以		150
	上0.4メートル未満の		1000		上0. 4メートル未満の		100
	10.4/ 192/1000	1 TIC 70			10.4/ 192/100/100/100/100/100/100/100/100/100/10		
	<u> </u>				<u> </u>	4 l	
	外径が0.4メートル以	長さ1メートル	310円		外径が0.4メートル以		270

	<u>もの</u>			
	 外径が 0.	7メートル以	長さ1メートル	450円
	上1メート	ル未満のもの	1年につき	
			 長さ1メートル	910円
	もの	1, 0, 1, 1	1年につき	0 1 0 1 ,
注筆39冬	<u> </u>	号及び第4号	占用面積1平方	1 500
に掲げる施		7707147	メートル1年に	円
	<u>*</u>		<u>/ </u>	1.4
法第32条	レケルマショルナ	ス涌牧	<u> </u>	860円
広知 3 2 末 第 1 項第 5			<u>ロの曲領エーの</u> メートル1年に	8001
	1			
<u>号に掲げる</u>	—	マンマロケ	<u>つき</u> トロデオ・エナ	5 1 O T
施設	地下に設け	の連路	占用面積1平方	<u>510円</u>
			メートル1年に	
			<u>つき</u>	
	その他のも	<u>0</u>	占用面積1平方	
			メートル1年に	<u>円</u>
			<u>つき</u>	
法第32条	祭礼、縁日	その他の催し	占用面積1平方	17円
第1項第6	に際し、一	時的に設ける	メートル1日に	
号に掲げる	もの		<u>つき</u>	
施設	その他のも	D	占用面積1平方	<u>17</u> 0円
		•	メートル1月に	
			つき	
道路法施行	看板(アー	一時的に設け	表示面積1平方	170円
令(昭和2			メートル1月に	
	ものを除		つき	
479号。				1 700
<u>1 · 。。</u> 以下「令」	<u> </u>	C 4 2 1 E 4 2 0 4 2	メートル1年に	<u> </u>
という。)			<u> </u>	<u></u>
<u> </u>	↓而言 が:			1 000
カ・米尔エ 号に掲げる			1本1年につき	
		<i>\$</i> ∀↓	1 + 1 = 1 = 0 + 0	<u>H</u>
<u>物件</u>	<u>旗ざお</u>		1本1日につき	17円
		の他の催しに		
		際し、一時的		
		に設けるもの		
		その他のもの	1本1月につき	170円
	古 (公母 7			1701.
	帝(下界/	祭礼、縁日そ	その面積1平方	
			その面積1平方 メートル1日に	
	条第4号 に掲げる	の他の催しに 際し、一時的	メートル1日に つき	
	条第4号 に掲げる	の他の催しに	メートル1日に つき	<u>170円</u>
	条第4号 に掲げる 工事用施	の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	メートル1日に つき	17円
	条第4号 に掲げる 工事用施	の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの その他のもの	メートル1日に <u>つき</u>	17円
	条第 4 号 に掲げる 工事用施 設である	の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの その他のもの	メートル1日に つき その面積1平方	17円
	条第4号 に掲げる 工事用施 設である ものを除	の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの その他のもの	メートル1日に つき その面積1平方 メートル1月に	17円
	条第4号 に掲げる 工事用施 設である ものを除 く。)	の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの その他のもの	メートル1日に つき その面積1平方 メートル1月に つき	17F
	条第4号 に掲げる 工事用施 設である ものを除 く。)	の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの その他のもの 車道を横断す るもの	メートル1日に つき その面積1平方 メートル1月に つき	170F
_ - - - - - - - -	条第4号 に掲げる 工事用施る ものを除 く。) アーチ	の他の催しに際し、一時的に設けるもの その他のもの 車道を横断するもの その他のもの	メートル1日に つき その面積1平方 メートル1月に つき 1基1月につき	170円 170円 1,700 円 860円
令第 <i>7条</i> 第	条第4号 に掲げる 工事用施る ものを除 く。) アーチ	の他の催しに際し、一時的に設けるもの その他のもの 車道を横断するもの その他のもの	メートル1日に つき その面積1平方 メートル1月に つき 1基1月につき 1基1月につき 占用面積1平方	1700 1,700 1,700 8600 1,500
<u>-</u> 令第7条第	条第4号 に掲げる 工事用施る ものを除 く。) アーチ	の他の催しに際し、一時的に設けるもの その他のもの 車道を横断するもの その他のもの	メートル1日に つき その面積1平方 メートル1月に つき 1基1月につき 1基1月につき 占用面積1平方 メートル1年に	170F
	条第4号 に掲げる 工事用施 設のを除 く。) アーチ 2号に掲げ	の他の催しに際し、一時的に設けるもの その他のもの をの他のもの をもの をもの をもの るもの る工作物	メートル1日に つき その面積1平方 メートル1月に つき 1基1月につき 1基1月につき 上用面積1平方 メートル1年に つき	170円 1,700 円 860円 1,500
令第7条第	条第4号 に掲げる 工事のを除 く。) アーチ 2号に掲げ 4号に掲げ	の他の催しに際し、一時的に設けるもの その他のもの 車道を横断するもの その他のもの る工作物	メートル1日に つき その面積1平方 メートル1月に つき 1基1月につき 1基1月につき 上用面積1平方 メートル1年に つき 占用面積1平方	170F. 170F. 1,700 860F. 1,500
令第7条第	条第4号 に掲げる 工事のを除 く。) アーチ 2号に掲げ 4号に掲げ	の他の催しに際し、一時的に設けるもの その他のもの 車道を横断するもの その他のもの る工作物	メートル1日に つき その面積1平方 メートル1月に つき 1基1月につき 1基1月につき 占用面積1平方 メートル1年に つき 占用面積1平方 メートル1月に	170F. 170F. 1,700 860F. 1,500
令第7条第 及び同条第	条第4号 に掲げる 工事のを ものを く。) アーチ 2号に掲げ 4号に掲げ 5号に掲げ	の他の催しに際し、一時的に設けるもの その他のもの 本道を横断するもの その他のものる工作物	メートル1日に つき その面積1平方 メートル1月に つき 1基1月につき 1基1月につき 占用面積1平方 メートル1年に つき 占用面積1平方 メートル1月に つき メートル1月に つき	170円 1,700 1,700 860円 1,500
令第7条第及び同条第令第7条第	条第4号 に掲げる 工事用施 設のを く。) アーチ 2号に掲げ 4号に掲げ 5号に掲げ 6号に掲げ	の他の催しに際し、一時的に設けるもの その他のもの をの他のもの をの他のもの る工作物 る工事用権設 る工事用材料	メートル1日に つき その面積1平方 メートル1月に つき 1基1月につき 1基1月につき 上用面積1平方 メートル1年に つき 占用面積1平方 メートル1月に つき 占用面積1平方	170円 1,700 1,700 860円 1,500
令第7条第 及び同条第	条第4号 に掲げる 工事用施 設のを く。) アーチ 2号に掲げ 4号に掲げ 5号に掲げ 6号に掲げ	の他の催しに際し、一時的に設けるもの その他のもの をの他のもの をの他のもの る工作物 る工事用権設 る工事用材料	メートル1日に つき その面積1平方 メートル1月に つき 1基1月につき 1基1月につき 上用面積1平方 メートル1年に つき 占用面積1平方 メートル1月に つき よートル1月に つき よートル1月に	170円 1,700 1,700 860円 1,500
令第7条第及び同条第令第7条第	条第4号 に掲げる 工事用施 設のを く。) アーチ 2号に掲げ 4号に掲げ 5号に掲げ 6号に掲げ	の他の催しに際し、一時的に設けるもの その他のもの をの他のもの をの他のもの る工作物 る工事用権設 る工事用材料	メートル1日に つき その面積1平方 メートル1月に つき 1基1月につき 1基1月につき 上用面積1平方 メートル1年に つき 占用面積1平方 メートル1月に つき 占用面積1平方	170円 1,700 1,700 860円 1,500

	もの			
		7メートル以		390円
	上1メート	ル未満のもの		· ·
	外径が1メ もの	ートル以上の		<u>790</u> P
法第32条		号及び第4号	占用面積1平方	1,300
に掲げる施		3/20/10 1	メートルにつき	<u>г, о о о</u>
	· 		1年	<u>-</u>
法第32条	上空に設け	る通路	占用面積1平方	900円
第1項第5			メートルにつき	5 4 OF
号に掲げる			1年	1,300
施設		<u> </u>		F
				_
法第32条	祭礼、縁日	等に際し、一	占用面積1平方	<u>18</u> P
第1項第6			メートルにつき	
号に掲げる			1日	
	その他のも	(D)	占用面積1平方	<u>1</u> 80F
_		_	メートルにつき	
			1月	
道路法施行	看板(アー	一時的に設け	表示面積1平方	<u>180</u> P
令(昭和2	チである	るもの	メートルにつき	
7年政令第	ものを除		1月	
479号。	< <u>。)</u>	その他のもの	表示面積1平方	1,800
以下「令」			メートルにつき	Р
という。)			1年	
第7条第1	標識		1本につき1年	1,000
号に掲げる				<u> </u>
物件	旗ざお	祭礼、縁日等	1本につき1日	<u>18</u> ₽
		に際し、一時		
		的に設けるも		
		<u>ග</u>		
		その他のもの	1本につき1月	<u>180</u> ₽
	幕(令第7	祭礼、縁日等	その面積1平方	_18₽
	条第4号	に際し、一時	メートルにつき	
	に掲げる	的に設けるも	1日	
	工事用施	<u>の</u>		
	設である	その他のもの	その面積1平方	180円
	ものを除		メートルにつき	
	< <u>。)</u>		1月	
	アーチ	車道を横断す	1基につき1月	1,800
	1	るもの		<u> </u>
				900円
		その他のもの		900
令第7条第	 2号に掲げ		占用面積1平方	
<u>令第7条第</u>			占用面積1平方 メートルにつき	1, 300
令第7条第 	2号に掲げ			1, 300
		る工作物	メートルにつき	1, 300 <u>P</u>
令第7条第	4号に掲げ	る工作物 る工事用施設	メートルにつき 1年	1, 300 <u>P</u>
令第7条第	4号に掲げ	る工作物 る工事用施設	メートルにつき <u>1年</u> 占用面積1平方	1, 300 <u>P</u>
令第7条第 及び同条第	4 号に掲げ 5 号に掲げ	る工作物 る工事用施設	メートルにつき <u>1年</u> 占用面積1平方 メートルにつき	1,300 P
令第7条第 及び同条第	4号に掲げ 5号に掲げ 6号に掲げ	る工作物 る工事用施設 る工事用材料 る仮設建築物	メートルにつき <u>1年</u> 占用面積1平方 メートルにつき	1, 300 <u>F</u>